

半 期 報 告 書

(第 6 期中) 自 平成20年 1 月 1 日
至 平成20年 6 月30日

カルナバイオサイエンス株式会社

第6期中(自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

カルナバイオサイエンス株式会社

目 次

	頁
第6期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	10
4 【経営上の重要な契約等】	11
5 【研究開発活動】	11
第3 【設備の状況】	13
1 【主要な設備の状況】	13
2 【設備の新設、除却等の計画】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	41
3 【役員の状況】	41
第5 【経理の状況】	43
1 【中間連結財務諸表等】	44
2 【中間財務諸表等】	60
第6 【提出会社の参考情報】	85
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	86
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年 9 月29日

【中間会計期間】 第 6 期中(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町五丁目 5 番 2 号511

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 島川 優

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町五丁目 5 番 2 号511

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 島川 優

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
売上高 (千円)	—	—	238,273	—	—
経常損失 (△) (千円)	—	—	△167,178	—	—
中間純損失 (△) (千円)	—	—	△168,203	—	—
純資産額 (千円)	—	—	2,173,341	—	—
総資産額 (千円)	—	—	2,365,669	—	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—	40,859.96	—	—
1株当たり中間 純損失金額 (△) (円)	—	—	△3,417.21	—	—
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	91.9	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△104,350	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△5,115	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	813,102	—	—
現金及び現金同等物 の中間期末残高 (千円)	—	—	1,904,479	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	— 〔—〕	— 〔—〕	42 〔2〕	— 〔—〕	— 〔—〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期中より中間連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

4 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
売上高 (千円)	—	265,532	240,754	405,002	513,922
経常損失(△) (千円)	—	△45,957	△156,440	△269,771	△158,861
中間(当期)純損失(△) (千円)	—	△48,359	△157,465	△332,956	△179,829
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	1,521,700	1,961,920	1,521,700	1,521,700
発行済株式総数 (株)	—	44,490	53,190	44,490	44,490
純資産額 (千円)	—	1,627,999	2,184,164	1,652,888	1,435,920
総資産額 (千円)	—	1,942,924	2,374,937	1,938,577	1,622,375
1株当たり純資産額 (円)	—	36,592.49	41,063.45	37,151.91	32,275.11
1株当たり中間(当期)純損失金額(△) (円)	—	△1,086.98	△3,199.06	△7,856.17	△4,042.02
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	83.8	92.0	85.3	88.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△50,459	—	△181,498	△192,603
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△30,579	—	△86,383	△66,228
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,521,701	△50,000
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	—	1,428,184	—	1,509,014	1,201,029
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	— 〔—〕	39 〔2〕	41 〔2〕	32 〔2〕	39 〔3〕

- (注) 1 第5期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
- 2 第6期中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第6期中間期のキャッシュ・フロー指標については記載していません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 第5期中間期、第4期及び第5期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。
なお、第6期中間期より連結財務諸表を作成しているため、第6期中間期の持分法を適用した場合の投資利益については記載していません。
- 5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載していません。
- 6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用人員であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む主な事業内容について、重要な変更はありません。

なお、北米顧客に対する製品・サービスについての販売力・サポート体制の強化および新規顧客の開拓、ならびに北米の大手製薬企業との年間契約締結の可能性を高めるため、平成20年4月に米国マサチューセッツ州に当社の連結子会社 CarnaBio USA, Inc. を設立いたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社を設立し、連結子会社としております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
CarnaBio USA, Inc.	米国 マサチューセッツ州	400千米ドル	キナーゼ研究に関する製品・サービスの提供	100%	当社の製品・サービスの販売 役員の兼任1名

(注) CarnaBio USA, Inc. の登記簿上の所在地はデラウェア州であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

事業の種類別セグメント	従業員数(名)
創薬支援事業	24
創薬事業	4
全社(共通)	14 [2]
従業員数(名)	42 [2]

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の [] 外書きは、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 全社(共通)は、経営管理部、営業部および知的財産・法務部の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	41 [2]
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の [] 外書きは、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融情勢の悪化や原油・資源価格の高騰により、景気の先行きに対する不透明感が広がってきております。また、これまで緩やかな景気の回復基調を維持してきた国内経済も原油・資源価格の高騰により、景気の減速感が次第に広まってきております。

当社グループが属する製薬業界におきましては、各社とも多額の研究開発費を新薬の開発に投じ、また、大手製薬企業は有望なパイプラインを有する創薬ベンチャー企業を買収するなど、各社しのぎを削っており、ますます企業間の競争が激しくなっております。

このような状況下、当社グループは、キナーゼ創薬に係る創薬基盤技術を核とした創薬支援事業ならびに創薬事業を積極的に展開し、事業の拡大を図ってまいりました。

創薬支援事業については、製品およびサービスの品揃えの拡充のための研究開発を積極的に進め、また、新規顧客の獲得ならびに既存顧客に対する取引拡充に努めるなど、積極的な営業活動を展開いたしました。また、北米顧客への製品・サービスの納期短縮や輸送コストの低減による価格競争力の向上を目的として米国に子会社を設立いたしました。これらの結果、大手製薬企業等へのキナーゼタンパク質の販売やスクリーニング・プロファイリングサービスの提供が下支えとなり、また、海外顧客向けの売上が伸張し、海外売上における円高の影響や一部顧客の研究プロジェクトの進捗の遅れ等の影響があったものの概ね計画通り推移いたしました。

創薬事業については、他社との共同研究プロジェクトおよび自社研究プロジェクトを計画通り推進したことに加え、新たに国立がんセンターとの共同研究を開始いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の連結売上高は238百万円となりました。地域別の売上としましては、国内売上高は137百万円、海外売上高は100百万円となりました。一方で、新規キナーゼの開発や共同創薬および自社創薬に係る積極的な研究開発活動に伴う研究開発費支出および株式公開に関する費用が嵩んだ結果、当中間連結会計期間の営業損失は118百万円、経常損失は167百万円、中間純損失は168百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

各事業別の概況は次の通りです。

1) 創薬支援事業

キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリングおよびスクリーニングサービスの提供により、創薬支援事業の売上高は225百万円、営業利益は33百万円となりました。

売上高の内訳は、キナーゼタンパク質の販売127百万円、アッセイ開発27百万円、プロファイリングおよびスクリーニングサービスの提供63百万円などであります。

2) 創薬事業

SBIバイオテック株式会社およびCrystal Genomics, Inc. (以下、「クリスタルゲノミクス社」という。)とのガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬の3社共同研究に係る収入により、売上高は13百万円となりました。また、当該事業の営業損失は151百万円となりました。

各所在地別の概況は次の通りです。

1) 日本

日本では、海外売上における円高の影響や一部顧客の研究プロジェクトの進捗の遅れ等の影響があったものの、概ね計画通り推移いたしました。

その結果、当中間連結会計期間の日本の売上高は、240百万円となり、営業損失は107百万円となっております。

2) 北米

北米では、米国に子会社CarnaBio USA, Inc. を設立し、6月より営業を開始いたしました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は3百万円となり、営業損失は6百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により104百万円、投資活動により5百万円減少する一方で、財務活動により813百万円増加した結果、期首残高に比べて703百万円増加し、当中間連結会計期間末の残高は、1,904百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、104百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純損失、前受金の増加、未払金の減少、棚卸資産の増加および減価償却費の計上の差し引きによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、5百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、813百万円となりました。これは主に株式の発行による収入、長期借入金の返済および株式公開費用の支出によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業		
キナーゼタンパク質	296,266	—
アッセイ開発	27,403	—
プロファイリング・ スクリーニングサービス	63,515	—
合計	387,185	—

- (注) 1 上記の金額は、販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。
 2 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。
 3 創薬事業については、当中間連結会計期間において生産を行っていないため記載しておりません。
 4 上記生産のための材料仕入における仕入先別の仕入実績及び当該仕入実績の総仕入実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	仕入高(千円)	割合(%)
八洲薬品(株)	5,353	41.9
(株)ペプチド研究所	4,038	31.6
和研薬(株)	1,503	11.8

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
創薬支援事業				
キナーゼタンパク質	128,643	—	5,025	—
アッセイ開発	33,394	—	14,121	—
プロファイリング・ スクリーニングサービス	68,354	—	6,761	—
その他	6,651	—	—	—
合計	237,044	—	25,908	—

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。
3 創薬事業については、当中間連結会計期間において受注高および受注残高がないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業	225,027	—
キナーゼタンパク質	127,457	—
アッセイ開発	27,403	—
プロファイリング・ スクリーニングサービス	63,515	—
その他	6,651	—
創薬事業	13,245	—
合計	238,273	—

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。
 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
万有製薬(株)	30,548	12.8

- 4 主要な輸出先、輸出販売高及び割合は、次のとおりであります。
 ()内は総販売実績に対する輸出販売高の割合であります。

輸出先	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
北米	60,188	59.9
ヨーロッパ	23,562	23.4
その他	16,749	16.7
合計	100,500 (42.2%)	100.0

3 【対処すべき課題】

会社としての課題

業績の黒字化について

当社グループは、創薬支援事業においては第4期事業年度より営業黒字に転じましたが、全社では依然として営業損益は赤字が連続しており、全社業績の黒字化が、最優先課題であると認識しております。このため、創薬支援事業の売上を更に伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物を製薬企業に導出することで当該事業の業績改善を図り、早期の全社業績の黒字化を目指してまいります。

事業別課題

1) 研究開発・創薬

(創薬支援事業)

当社グループは、キナーゼタンパク質の品揃えが平成20年6月末日現在で291種類(活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼおよび非活性ミュータントキナーゼを除く)となり、200種類を超えるキナーゼタンパク質を取り扱う先発企業(2社)と十分競争できる体制が整ってきましたが、今後、海外顧客を新規に獲得するためには、更に多くのキナーゼタンパク質ならびにプロファイリングサービスの品揃えを用意することが現在の課題であると認識しております。このため、当社グループは、これらの品揃えの強化に重点を置いて研究開発を進めてまいります。

また、当社はキナーゼタンパク質の製造方法やキナーゼ活性の測定方法(アッセイ条件)などの技術的ノウハウの社内蓄積をさらに進め、効率的な製品の生産と製品レベルの一層の向上を図ることが課題であると認識しております。

(創薬事業)

キナーゼ阻害薬の候補化合物を早期に創製・導出し、創薬に係る収益基盤の早期安定化を図ることが課題です。当社グループは平成19年6月中間期に化学合成部門を設置し、自社グループ内で候補化合物の最適化を行えるようになったため、今後、当社グループが有する創薬基盤技術をフルに活用し、リード化合物の同定やその最適化などの創薬研究を積極的に進めてまいります。

2) 事業開発

キナーゼに関わる多様な技術を保有する当社と他の企業や研究機関などとの協業による新たな製品・サービスの開発、さらに当社の研究開発の成果に更なる付加価値をもたらすような事業機会を増やすことが課題です。そのために社外のようなネットワークを駆使した新たな提携関係の構築や既存提携先との関係強化を推進してまいります。

3) 生産体制

顧客・販売先の増加に備え、キナーゼタンパク質の大量生産体制の確立、プロファイリングサービスの処理能力増強を図るとともに、キナーゼタンパク質の品質(活性・純度)を向上し、さらに海外顧客の求める期日までに納品できる体制を確固たるものにすることが課題です。そのために顧客の視点に立った改善および体制強化を押し進めてまいります。

4) 販売体制

当社グループの顧客企業は、国内外市場において、製薬企業を中心に拡大し、売上高も対前年度比で連続して拡大しておりますが、国内に比べ市場開拓の余地の大きな海外市場でのポジションを確固たるものにすることが当社グループの課題です。このため、今後は、プラットフォーム提供会社との提携強化することも視野に入れ、様々なアプローチにより、海外顧客に対するサービスレベルを向上させ、新規顧客の開拓および売上の拡大に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

提出会社の共同研究開発に関する契約

契約書名	共同研究契約書
契約書相手方名	国立がんセンター
契約締結日	平成20年6月16日
契約期間	平成20年6月16日から平成21年3月31日まで
主な契約内容	当社と国立がんセンターと共同で、国立がんセンターが見出したガン特異的キナーゼを標的分子として、当該キナーゼの活性を阻害する化合物を探索し、新規抗癌薬を創製する。 研究に係る経費は、両者が負担するものとする。特別に経費を要する場合は別途協議を行う。 特許権、実用新案権及び意匠権を受ける権利は、両者の共有とし、持分については両者協議のうえ、これを定める。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費は117百万円でした。

当中間連結会計期間における研究開発活動は、次のとおりであります。

1) 創薬基盤技術の強化

キナーゼタンパク質の品揃え、キナーゼパネルの開発に注力した結果、当社グループが保有するキナーゼタンパク質の数は、平成20年6月末時点で291種類（活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼおよび非活性ミュータントキナーゼを除く）となりました。

2) 創薬研究

a. 自社創薬研究

循環器系疾患を対象とし、従来とは異なる機序による新たな治療法の確立を目標としたキナーゼ阻害薬の研究を実施しております。現在、リード化合物の最適化を進めており、順調に研究が進展しております。

b. クリスタルゲノミクス社との2社共同研究

免疫・アレルギーおよびガンを対象疾患として、クリスタルゲノミクス社の有するキナーゼタンパク質結晶化技術で得られた構造情報をもとに、当社グループの有するキナーゼ関連技術および最新の創薬技術により、研究を推進しております。現在、昨年末に特許出願しました知見をもとに医薬品としての特性を高めるために、さらなるリード化合物の最適化研究を進めております。

c. SBI バイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社との3社共同研究

SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社と共同でガンを対象疾患としたキナーゼ阻害薬の研究を進めております。現在、ステージアップに向けリード化合物の最適化を進めております。

d. 国立がんセンターとの共同研究

平成20年6月16日より、国立がんセンター研究所とガンに関連するキナーゼを阻害する化合物を探索するための共同研究を開始し、すでに当該キナーゼの生産・アッセイ開発に成功いたしました。今後、自社化合物ライブラリーを用いたハイスループットスクリーニングを実施し、リード化合物の創製研究に取り組んでいく予定です。また、できる限り創薬研究を迅速に進めるために、当該キナーゼの結晶化研究にも着手しております。

上記の創薬研究の状況をまとめると次のとおりです。

(平成20年6月末現在)

研究テーマ	種類	共同研究パートナー	進捗状況
a. 循環器系疾患を対象とするキナーゼ阻害薬の研究	自社研究	—————	リード化合物の最適化
b. 免疫・アレルギーおよびガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬の研究	共同研究	クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化
c. ガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬の研究	共同研究	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化
d. ガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬の研究	共同研究	国立がんセンター	リード化合物の創製

e. 大学との共同研究

公立大学法人大阪府立大学（理学系研究科生物科学専攻、構造生物学）とは、キナーゼのタンパク質の結晶化およびX線結晶構造解析に関する共同研究を行っております。また、同大学（理学系研究科生物科学専攻、生体分子科学分野・生命化学）とは、キナーゼタンパク質と立体ペプチドとの相互作用解析による立体構造情報から低分子化合物を設計する共同研究を行っております。学校法人京都学園大学とはキナーゼタンパク質のプロテオミクス解析に関連する共同研究などを行っております。また、国立大学法人愛媛大学とは新規な細胞増殖抑制メカニズムとその阻害物質に関する共同研究を行っております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社 (神戸市 中央区)	創薬支援事業 創薬事業	本社ラボスペースおよびオフィススペース建物付帯設備	142,000	—	増資資金	平成20年 9月	平成20年 12月	(注)2
		創薬事業	化合物合成および薬理研究機器	134,000	—	増資資金	平成20年 9月	平成20年 12月	(注)3
		創薬支援事業 創薬事業	キナーゼ開発およびキナーゼタンパク質製造用試験機器	104,000	—	増資資金	平成20年 9月	平成20年 12月	(注)4
		創薬支援事業	プロファイリングサービス用試験機器	20,000	—	増資資金	平成20年 9月	平成20年 12月	(注)5

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 本社ラボスペースおよびオフィススペースの移転に伴う建物付帯設備の取得であり、直接的な生産能力の増加はありません。

3 創薬研究の加速を目的とした試験機器の取得であり、生産能力の増加はありません。

4 キナーゼタンパク質の生産能力は、100%増加になります。

5 プロファイリングサービスの生産能力は、70%増加になります。

(2) 重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の予定年 月日	除却等による減少能力
提出会社	本社 (神戸市中央区)	創薬支援事業 創薬事業	本社建物付属設備	9,000	平成20年11月	(注)2

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 本社の移転に伴う建物付属設備の除却であり、生産能力の減少はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,190	53,270	ジャスダック 証券取引所NEO	(注) 1
計	53,190	53,270	—	—

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2 提出日現在の発行数には平成20年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	6個(注)1	3個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)2、3	30株(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	5,000円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円 (注)2、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

2 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額が調整されております。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

5 当社が株式分割等により当該払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。

(2) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	260個(注)1	210個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	260株(注)2	210株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議および新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	105個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	105株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議および新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	90個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	90株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	140個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	140株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利放棄した個数を減じております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第4回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	60個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	60株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第5回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	80個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	80株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	180個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	180株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)7	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

- 5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
 - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
 - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
 - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第8回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	190個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	190株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第9回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	40個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	40株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	50個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	50株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第11回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	980個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	980株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年4月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 本新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画および当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第12回		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	390個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	390株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

6 本新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 被割当者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画および当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年3月24日 (注)	8,700	53,190	440,220	1,961,920	440,220	513,787

(注) 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）によるものであります。

発行価格 110,000円

引受価格 101,200円

発行価額 85,000円

資本組入額 50,600円

(5) 【大株主の状況】

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジャフコ・バイオテクノロジー 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	3,138	5.90
CSK-VCライフサイエンス 投資事業有限責任組合	東京都港区南青山三丁目3番3号 リビエラ南青山ビル5階	3,100	5.83
バイオ・サイト・インキュベ ション一号投資事業無限責任組 合	大阪市茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ100号室	2,739	5.15
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	3.76
ジャフコV2共有投資事業有限責 任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	1,540	2.90
シーエスケープイシー三号投資 事業有限責任組合	東京都港区南青山三丁目3番3号 リビエラ南青山ビル5階	1,120	2.11
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,002	1.88
東山 繁樹	愛媛県東温市	1,000	1.88
三井住友海上C2005V投資事業 有限責任組合	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F	1,000	1.88
SBIバイオ・ライフサイエ ンス投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	1,000	1.88
バイオ・サイト・インキュベ ション二号投資事業無限責任組 合	大阪市茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ100号室	1,000	1.88
クリスタルゲノミクス社 (常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンパグー プンナップ ドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディ ング6階	1,000	1.88
計	—	19,639	36.93

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,190	53,190	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	53,190	—	—
総株主の議決権	—	53,190	—

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	112,000	113,000	80,000	149,000
最低(円)	—	—	91,600	67,000	65,000	64,200

(注) 1 株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものであります。

2 当社株式は平成20年3月25日付で、ジャスダック証券取引所NEOに上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	事業開発担当	加藤 寛樹	平成20年5月20日
取締役 (注)	—	金丸 洋一	平成20年5月20日

(注) 取締役金丸洋一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 事業開発担当	取締役 研究技術本部長	石黒 啓司	平成20年5月21日
取締役 知的財産・ 法務部長	取締役 知的財産・ 法務、経営企画部長	相川 法男	平成20年7月18日
取締役 事業開発部長	取締役 事業開発担当	石黒 啓司	平成20年9月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (3) 当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については前中間連結会計期間及び前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。
なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成20年2月20日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金		1,904,479	
2 売掛金		58,893	
3 たな卸資産		59,971	
4 前払費用		41,645	
5 その他	※1	6,111	
流動資産合計		2,071,100	87.6
II 固定資産			
1 有形固定資産	※2		
(1) 建物付属設備		9,772	
(2) 機械及び装置		2,485	
(3) 工具器具備品		60,868	
有形固定資産合計		73,125	3.1
2 無形固定資産		12,696	0.5
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		178,480	
(2) 長期前払費用		21,879	
(3) 差入保証金		8,386	
投資その他の資産合計		208,746	8.8
固定資産合計		294,568	12.4
資産合計		2,365,669	100.0

		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1 未払金			27,840	
2 未払費用			14,669	
3 未払法人税等			3,111	
4 前受金			33,931	
5 預り金			65,161	
流動負債合計			144,714	6.1
II 固定負債				
1 繰延税金負債			29,506	
2 リース資産減損勘定			18,107	
固定負債合計			47,613	2.0
負債合計			192,328	8.1
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金			1,961,920	83.0
2 新株式申込証拠金	※3		2,650	0.1
3 資本剰余金			513,787	21.7
4 利益剰余金			△348,032	△14.7
株主資本合計			2,130,324	90.1
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価 差額金			43,102	1.8
2 為替換算調整勘定			△85	△0.0
評価・換算差額等合計			43,016	1.8
純資産合計			2,173,341	91.9
負債純資産合計			2,365,669	100.0

【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高			238,273	100.0
II 売上原価			59,980	25.2
売上総利益			178,292	74.8
III 販売費及び一般管理費	※1		296,428	124.4
営業損失			118,136	△49.6
IV 営業外収益				
1 受取利息		1,717		
2 助成金収入		550		
3 その他		167	2,434	1.0
V 営業外費用				
1 支払利息		128		
2 株式交付費		8,398		
3 支払手数料		1,345		
4 為替差損		4,492		
5 創立費償却		523		
6 株式公開費用		36,588	51,476	21.6
経常損失			167,178	△70.2
VI 特別損失				
1 固定資産除却損	※2	346		
2 減損損失	※3	176	523	0.2
税金等調整前中間純損失			167,701	△70.4
法人税、住民税及び 事業税			502	0.2
中間純損失			168,203	△70.6

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	株主資本				
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
平成19年12月31日残高(千円) (注1)	1,521,700	—	73,567	△179,829	1,415,438
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	440,220	—	440,220	—	880,440
新株式申込証拠金の払込(注2)	—	2,650	—	—	2,650
中間純損失	—	—	—	△168,203	△168,203
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	440,220	2,650	440,220	△168,203	714,886
平成20年6月30日残高(千円)	1,961,920	2,650	513,787	△348,032	2,130,324

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高(千円) (注1)	20,481	—	20,481	1,435,920
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	—	—	—	880,440
新株式申込証拠金の払込(注2)	—	—	—	2,650
中間純損失	—	—	—	△168,203
連結株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)	22,620	△85	22,534	22,534
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	22,620	△85	22,534	737,421
平成20年6月30日残高(千円)	43,102	△85	43,016	2,173,341

(注) 1 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、平成19年12月31日
残高は、個別財務諸表の数値を記載しております。

2 新株予約権の行使によるものであります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税金等調整前中間純損失		△167,701
2 減価償却費		19,010
3 減損損失		176
4 受取利息		△1,717
5 支払利息		128
6 固定資産除却損		346
7 株式交付費		8,398
8 株式公開費用		36,588
9 リース資産減損勘定の取崩		△5,718
10 売上債権の減少額		4,852
11 たな卸資産の増加額		△13,465
12 未払金の減少額		△26,236
13 未収・未払消費税等の増減額		△4,266
14 前払費用の増加額		△5,944
15 長期前払費用の減少額		8,473
16 未払費用の増加額		5,392
17 前受金の増加額		33,527
18 立替金の減少額		1,337
19 その他		2,149
小計		△104,668
20 利息の受取額		1,307
21 利息の支払額		△142
22 法人税等の支払額		△1,252
23 法人税等の還付額		405
営業活動によるキャッシュ・フロー		△104,350
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出		△3,652
2 無形固定資産の取得による支出		△1,463
投資活動によるキャッシュ・フロー		△5,115

		当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 長期借入金の返済による支出		△25,000
2 株式の発行による収入		872,041
3 株式公開費用		△36,588
4 新株式申込証拠金取得による収入		2,650
財務活動によるキャッシュ・フロー		813,102
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△187
V 現金及び現金同等物の増加額		703,449
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,201,029
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	※	1,904,479

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>						
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 1 社 連結子会社の名称 CarnaBio USA, Inc. CarnaBio USA, Inc.については、平成20年4月21日に設立したため、当中間連結会計期間より連結子会社に含めております。</p>						
<p>2 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p>						
<p>3 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（外貨建その他有価証券は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）</p> <p>②たな卸資産</p> <p>a 製品及び仕掛品 個別法による原価法</p> <p>b 原材料 先入先出法による原価法</p> <p>c 貯蔵品 総平均法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～11年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 創立費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p>	建物付属設備	8～15年	機械及び装置	2～11年	工具器具備品	2～15年
建物付属設備	8～15年					
機械及び装置	2～11年					
工具器具備品	2～15年					

当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (7) その他の中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	
4 中間連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	
※1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動資産の「その他」に含めて表示しております。
※2	有形固定資産の減価償却累計額 206,233千円
※3	新株式申込証拠金 株式の発行数 80株 資本金増加の日 平成20年7月10日 資本準備金に繰入れる予定の金額 ー 千円

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)									
※1	販売費及び一般管理費の主なもの <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>46,433千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>38,735千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>36,836千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>117,207千円</td> </tr> </table>	役員報酬	46,433千円	給料手当	38,735千円	支払手数料	36,836千円	研究開発費	117,207千円
役員報酬	46,433千円								
給料手当	38,735千円								
支払手数料	36,836千円								
研究開発費	117,207千円								
※2	固定資産除却損の内訳 <table border="0"> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>346千円</td> </tr> </table>	工具器具備品	346千円						
工具器具備品	346千円								
※3	減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市中央区港 島南町六丁目 神戸健康産業開 発センター (HI-DEC)</td> <td>創薬事業</td> <td>工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table>		場所	用途	種類	神戸市中央区港 島南町六丁目 神戸健康産業開 発センター (HI-DEC)	創薬事業	工具器具備品		
場所	用途	種類							
神戸市中央区港 島南町六丁目 神戸健康産業開 発センター (HI-DEC)	創薬事業	工具器具備品							
<p>当社は、管理会計上の区分（事業別）を基準にグルーピングを行っております。</p> <p>創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額 176千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、工具器具備品 176千円であります。</p>									

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	44,490	8,700	—	53,190

(注) 1 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末の株式数には、提出会社の前事業年度末(平成19年12月31日)現在の株式数を記載しております。

2 株式の増加の内訳は、次の通りであります。

平成20年3月24日 公募増資による新株発行 8,700株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(平成20年6月30日現在)
現金及び預金	1,904,479千円
現金及び現金同等物	1,904,479千円

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)
工具器具備品	65,140	27,358	35,261	2,520
合計	65,140	27,358	35,261	2,520
2 未経過リース料中間期末残高相当額等				
未経過リース料中間期末残高相当額				
1年内				12,709千円
1年超				7,591千円
合計				20,301千円
リース資産減損勘定の残高				
				18,107千円
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料				6,572千円
リース資産減損勘定の取崩額				5,718千円
減価償却費相当額				795千円
支払利息相当額				43千円
減損損失				－千円
4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				
5 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	105,871	178,480	72,608
合計	105,871	178,480	72,608

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末(平成20年6月30日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	連結(千円)
売上高			
外部顧客に対する売上高	225,027	13,245	238,273
計	225,027	13,245	238,273
営業費用	191,710	164,698	356,409
営業利益又は営業損失(△)	33,316	△151,452	△118,136

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品又は事業の内容

(1) 創薬支援事業・・・キナーゼタンパク質、アッセイ開発
プロファイリング・スクリーニングサービス

(2) 創薬事業・・・キナーゼ阻害薬研究

3 全ての営業費用は各セグメントに配分されているため配賦不能営業費用はありません。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	日本(千円)	北米(千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	234,321	3,951	238,273	—	238,273
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,432	—	6,432	(6,432)	—
計	240,754	3,951	244,705	(6,432)	238,273
営業費用	348,474	10,884	359,358	(2,949)	356,409
営業損失	107,719	6,933	114,653	(3,482)	118,136

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	60,188	23,562	16,749	100,500
II 連結売上高(千円)	—	—	—	238,273
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.3	9.9	7.0	42.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… 米国、カナダ

(2) 欧州 …… デンマーク、ベルギー、英国、スペイン

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり純資産額	40,859円96銭
1株当たり中間純損失金額	3,417円21銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,173,341
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	2,173,341
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	53,190

2 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)
中間純損失(千円)	168,203
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	168,203
普通株式の期中平均株式数(株)	49,222
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 13種類 (新株予約権の数 2,571個)

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)
<p>1 重要な設備投資</p> <p>当社は、平成20年8月6日開催の取締役会において、創薬研究ラボスペースおよび本社オフィススペースの改装を行い、建物付属設備および研究設備を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 目的： 創薬事業における創薬研究の加速および創薬支援事業における大型受注の獲得体制を早期に構築するためであります。</p> <p>(2) 設備投資の内容： 所在地：神戸市中央区港島南町1丁目5-5 神戸バイオメディカル創造センター (BMA) 内 創薬研究ラボスペースおよび本社オフィススペース：1,607㎡</p> <p>(3) 取得価格：約4億円</p> <p>(4) 取得の時期：平成20年度下期中 (予定)</p> <p>(5) 移転の時期：平成20年度下期中 (予定)</p> <p>なお、上記の設備投資に伴い、第6期事業年度(平成20年1月1日～平成20年12月31日)において、研究開発拠点・本社機能の移転・集約費用63百万円および創薬事業の主たる資産の経済的残存使用年数内に投資額の回収が見込めないと判断したことによる新規研究設備の減損損失194百万円を特別損失として計上する予定です。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,428,184		1,865,878		1,201,029	
2 売掛金		49,628		61,260		63,704	
3 たな卸資産		36,422		59,765		46,469	
4 その他	※2	37,007		52,435		40,606	
流動資産合計		1,551,243	79.8	2,039,339	85.9	1,351,810	83.3
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物付属設備		11,796		9,772		10,893	
(2) 機械及び装置		4,649		2,485		3,344	
(3) 工具器具備品		85,529		59,442		69,879	
有形固定資産合計		101,975		71,700		84,117	
2 無形固定資産		1,853		12,696		7,458	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		242,477		178,480		140,375	
(2) 関係会社株式		—		42,580		—	
(3) その他		45,373		30,140		38,614	
投資その他の 資産合計		287,851		251,201		178,989	
固定資産合計		391,680	20.2	335,597	14.1	270,565	16.7
資産合計		1,942,924	100.0	2,374,937	100.0	1,622,375	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		645		—		—	
2 一年以内返済予定の 長期借入金		50,000		—		25,000	
3 未払金		39,727		27,134		45,420	
4 預り金		66,068		65,161		65,257	
5 その他	※2	48,426		50,862		12,931	
流動負債合計		204,867	10.5	143,158	6.0	148,609	9.2
II 固定負債							
1 長期借入金		25,000		—		—	
2 繰延税金負債		55,513		29,506		14,021	
3 リース資産減損勘定		29,543		18,107		23,825	
固定負債合計		110,056	5.7	47,613	2.0	37,846	2.3
負債合計		314,924	16.2	190,772	8.0	186,455	11.5
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,521,700	78.3	1,961,920	82.6	1,521,700	93.8
2 新株式申込証拠金	※3	—	—	2,650	0.1	—	—
3 資本剰余金							
(1)資本準備金		73,567		513,787		73,567	
資本剰余金合計		73,567	3.8	513,787	21.7	73,567	4.5
4 利益剰余金							
(1)その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△48,359		△337,295		△179,829	
利益剰余金合計		△48,359	△2.5	△337,295	△14.2	△179,829	△11.1
株主資本合計		1,546,907	79.6	2,141,062	90.2	1,415,438	87.2
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		81,092	4.2	43,102	1.8	20,481	1.3
評価・換算差額等 合計		81,092	4.2	43,102	1.8	20,481	1.3
純資産合計		1,627,999	83.8	2,184,164	92.0	1,435,920	88.5
負債純資産合計		1,942,924	100.0	2,374,937	100.0	1,622,375	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		265,532	100.0	240,754	100.0	513,922	100.0
II 売上原価		48,308	18.2	59,040	24.5	99,136	19.3
売上総利益		217,223	81.8	181,713	75.5	414,786	80.7
III 販売費及び一般管理費		265,217	99.9	289,433	120.2	562,204	109.4
営業損失		47,993	△18.1	107,719	△44.7	147,418	△28.7
IV 営業外収益	※1	5,803	2.2	2,370	1.0	8,698	1.7
V 営業外費用	※2	3,767	1.4	51,090	21.3	20,142	3.9
経常損失		45,957	△17.3	156,440	△65.0	158,861	△30.9
VI 特別損失	※3	1,900	0.7	523	0.2	19,963	3.9
税引前中間(当期) 純損失		47,857	△18.0	156,963	△65.2	178,825	△34.8
法人税、住民税 及び事業税		502	0.2	502	0.2	1,004	0.2
中間(当期)純損失		48,359	△18.2	157,465	△65.4	179,829	△35.0

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	—	1,467,500	△1,393,932	△1,393,932
中間会計期間中の変動額						
資本準備金の取崩し	—	△1,393,932	1,393,932	—	—	—
剰余金の処分	—	—	△1,393,932	△1,393,932	1,393,932	1,393,932
中間純損失	—	—	—	—	△48,359	△48,359
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	△1,393,932	—	△1,393,932	1,345,573	1,345,573
平成19年6月30日残高(千円)	1,521,700	73,567	—	73,567	△48,359	△48,359

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888
中間会計期間中の変動額				
資本準備金の取崩し	—	—	—	—
剰余金の処分	—	—	—	—
中間純損失	△48,359	—	—	△48,359
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	23,471	23,471	23,471
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△48,359	23,471	23,471	△24,888
平成19年6月30日残高(千円)	1,546,907	81,092	81,092	1,627,999

当中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	株主資本					
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金	
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計
平成19年12月31日残高(千円)	1,521,700	—	73,567	73,567	△179,829	△179,829
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	440,220	—	440,220	440,220	—	—
新株式申込証拠金の払込(注)	—	2,650	—	—	—	—
中間純損失	—	—	—	—	△157,465	△157,465
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	440,220	2,650	440,220	440,220	△157,465	△157,465
平成20年6月30日残高(千円)	1,961,920	2,650	513,787	513,787	△337,295	△337,295

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高(千円)	1,415,438	20,481	20,481	1,435,920
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	880,440	—	—	880,440
新株式申込証拠金の払込(注)	2,650	—	—	2,650
中間純損失	△157,465	—	—	△157,465
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	22,620	22,620	22,620
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	725,624	22,620	22,620	748,244
平成20年6月30日残高(千円)	2,141,062	43,102	43,102	2,184,164

(注)新株予約権の行使によるものであります。

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	—	1,467,500	△1,393,932	△1,393,932
事業年度中の変動額						
資本準備金の取崩し	—	△1,393,932	1,393,932	—	—	—
剰余金の処分	—	—	△1,393,932	△1,393,932	1,393,932	1,393,932
当期純損失	—	—	—	—	△179,829	△179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	△1,393,932	—	△1,393,932	1,214,102	1,214,102
平成19年12月31日残高(千円)	1,521,700	73,567	—	73,567	△179,829	△179,829

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩し	—	—	—	—
剰余金の処分	—	—	—	—
当期純損失	△179,829	—	—	△179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	△37,139	△37,139	△37,139
事業年度中の変動額合計 (千円)	△179,829	△37,139	△37,139	△216,968
平成19年12月31日残高(千円)	1,415,438	20,481	20,481	1,435,920

【中間キャッシュ・フロー計算書】

当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書につきましては作成していません。

		前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純損失		△47,857	△ 178,825
減価償却費		18,346	48,185
減損損失		1,900	19,963
受取利息		△1,650	△ 2,885
支払利息		743	1,469
リース資産減損勘定の取崩		△5,718	△ 11,436
売上債権の増加額		△15,308	△ 29,385
たな卸資産の増加額		△10,317	△ 20,363
仕入債務の増加額		529	△ 116
預り金の増加額		1,390	579
前受金の減少額		△3,957	△ 37,142
未払金の増加額		20,649	26,342
前払費用の増加額		△17,046	△ 19,718
未収消費税等の減少額		2,900	2,153
未払費用の増加額		301	446
長期前払費用の減少額		7,279	15,753
その他		△2,419	△ 6,894
小計		△50,235	△ 191,873
利息及び配当金の受取額		725	2,043
利息の支払額		—	△ 1,442
法人税等の支払額		△950	△ 1,329
営業活動によるキャッシュ・フロー		△50,459	△ 192,603
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△30,176	△ 59,763
無形固定資産の取得による支出		△402	△ 6,464
投資活動によるキャッシュ・フロー		△30,579	△ 66,228
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		—	△ 50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	△ 50,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		209	846
V 現金及び現金同等物の減少額		△80,829	△ 307,984
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,509,014	1,509,014
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	※	1,428,184	1,201,029

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 —————</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (外貨建その他有価証券は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>(2) たな卸資産 製品及び仕掛品 個別法による原価法 原材料 先入先出法による原価法 貯蔵品 総平均法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品及び仕掛品 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 —————</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>(2) たな卸資産 製品及び仕掛品 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～10年 機械及び装置 2～11年 工具器具備品 3～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～15年 機械及び装置 同左 工具器具備品 2～15年 (追加情報) 当中間会計期間から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～10年 機械及び装置 同左 工具器具備品 3～15年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	(2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年で償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。	(2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。	(2) 無形固定資産 定額法 同左
3 重要な繰延資産の処理方法	—————	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	—————
4 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	—————	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
8 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>(固定資産の減価償却方法)</p> <p>当中間会計期間から、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	—————	<p>(固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度から、法人税法の改正（「所得税法の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 法令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">146,534千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">206,213千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">193,979千円</p>
<p>※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※2 —————</p>
<p>※3 —————</p>	<p>※3 新株式申込証拠金 株式の発行数 80株 資本金増加の日 平成20年7月10日 資本準備金に繰入れる予定の金額 — 千円</p>	<p>※3 —————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 受取利息 1,650千円 補助金収入 2,717千円 為替差益 1,389千円	※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 受取利息 1,653千円 助成金収入 550千円	※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 受取利息 2,885千円 保険金収入 3,004千円 補助金収入 2,255千円
※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 支払利息 743千円 支払手数料 3,023千円	※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 支払利息 128千円 株式交付費 8,398千円 株式公開費用 36,588千円	※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 支払利息 1,469千円 為替差損 2,212千円 支払手数料 16,459千円
※3 特別損失のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 減損損失 1,900千円	※3 特別損失のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 固定資産除却損 346千円 減損損失 176千円	※3 特別損失のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。 減損損失 19,963千円

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																														
<p>4 減損損失</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府堺市 (大阪府立大学内)</td> <td>創薬事業</td> <td>機械及び装置</td> </tr> <tr> <td>札幌市北区 (北海道大学内)</td> <td>創薬事業</td> <td>工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。</p> <p>創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額1,900千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、機械及び装置1,537千円、工具器具備品363千円であります。</p>	場所	用途	種類	大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置	札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品	<p>4 減損損失</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)</td> <td>創薬事業</td> <td>工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。</p> <p>創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額176千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、工具器具備品176千円であります。</p>	場所	用途	種類	神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)	創薬事業	工具器具備品	<p>4 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)</td> <td>創薬事業</td> <td>工具器具備品</td> </tr> <tr> <td>神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)</td> <td>創薬事業</td> <td>建物付属設備 工具器具備品</td> </tr> <tr> <td>大阪府堺市 (大阪府立大学内)</td> <td>創薬事業</td> <td>機械及び装置</td> </tr> <tr> <td>札幌市北区 (北海道大学内)</td> <td>創薬事業</td> <td>工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。</p> <p>創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額19,963千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物付属設備622千円、機械及び装置1,537千円、工具器具備品17,803千円であります。</p>	場所	用途	種類	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	工具器具備品	神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)	創薬事業	建物付属設備 工具器具備品	大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置	札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品
場所	用途	種類																														
大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置																														
札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品																														
場所	用途	種類																														
神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)	創薬事業	工具器具備品																														
場所	用途	種類																														
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	工具器具備品																														
神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)	創薬事業	建物付属設備 工具器具備品																														
大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置																														
札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品																														
<p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 17,970千円</p> <p>無形固定資産 375千円</p>	<p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 18,112千円</p> <p>無形固定資産 878千円</p>	<p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 47,353千円</p> <p>無形固定資産 832千円</p>																														

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,490	—	—	44,490
合計	44,490	—	—	44,490

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、当中間会計期間における「中間株主資本等変動計算書関係」については、自己株式に関する事項のみ記載しており、その他の事項については中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	44,490	—	—	44,490
合計	44,490	—	—	44,490

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書につきましては作成しておりません。

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在)
現金及び預金 1,428,184千円	現金及び預金 1,201,029千円
現金及び現金同等物 1,428,184千円	現金及び現金同等物 1,201,029千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																																													
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																													
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>60,960</td> <td>24,164</td> <td>35,261</td> <td>1,535</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,960</td> <td>24,164</td> <td>35,261</td> <td>1,535</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	60,960	24,164	35,261	1,535	合計	60,960	24,164	35,261	1,535	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>65,140</td> <td>27,358</td> <td>35,261</td> <td>2,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,140</td> <td>27,358</td> <td>35,261</td> <td>2,520</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	65,140	27,358	35,261	2,520	合計	65,140	27,358	35,261	2,520	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>65,140</td> <td>26,562</td> <td>35,261</td> <td>3,316</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,140</td> <td>26,562</td> <td>35,261</td> <td>3,316</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316	合計	65,140	26,562	35,261	3,316
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																											
工具器具備品	60,960	24,164	35,261	1,535																																											
合計	60,960	24,164	35,261	1,535																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																											
工具器具備品	65,140	27,358	35,261	2,520																																											
合計	65,140	27,358	35,261	2,520																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																											
工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316																																											
合計	65,140	26,562	35,261	3,316																																											
2 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額																																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>12,334千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,301千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,635千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	12,334千円	1年超	20,301千円	合計	32,635千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>12,709千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,591千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,301千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	12,709千円	1年超	7,591千円	合計	20,301千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>12,520千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13,993千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,514千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	12,520千円	1年超	13,993千円	合計	26,514千円																											
1年内	12,334千円																																														
1年超	20,301千円																																														
合計	32,635千円																																														
1年内	12,709千円																																														
1年超	7,591千円																																														
合計	20,301千円																																														
1年内	12,520千円																																														
1年超	13,993千円																																														
合計	26,514千円																																														
リース資産減損勘定の残高 29,543千円	リース資産減損勘定の残高 18,107千円	リース資産減損勘定の残高 23,825千円																																													
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失																																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,572千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>5,718千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>796千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>542千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	6,572千円	リース資産減損勘定の取崩額	5,718千円	減価償却費相当額	796千円	支払利息相当額	542千円	減損損失	—千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,572千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>5,718千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>795千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>43千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	6,572千円	リース資産減損勘定の取崩額	5,718千円	減価償却費相当額	795千円	支払利息相当額	43千円	減損損失	—千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13,144千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>11,436千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,591千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>121千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	13,144千円	リース資産減損勘定の取崩額	11,436千円	減価償却費相当額	1,591千円	支払利息相当額	121千円	減損損失	—千円															
支払リース料	6,572千円																																														
リース資産減損勘定の取崩額	5,718千円																																														
減価償却費相当額	796千円																																														
支払利息相当額	542千円																																														
減損損失	—千円																																														
支払リース料	6,572千円																																														
リース資産減損勘定の取崩額	5,718千円																																														
減価償却費相当額	795千円																																														
支払利息相当額	43千円																																														
減損損失	—千円																																														
支払リース料	13,144千円																																														
リース資産減損勘定の取崩額	11,436千円																																														
減価償却費相当額	1,591千円																																														
支払利息相当額	121千円																																														
減損損失	—千円																																														
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																													
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5 利息相当額の算定方法 同左	5 利息相当額の算定方法 同左																																													

(有価証券関係)

当中間会計期間に係る「有価証券関係」(子会社及び関連会社株式で時価のあるものは除く。)については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間会計期間末(平成19年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	105,871	242,477	136,605
合計	105,871	242,477	136,605

当中間会計期間末(平成20年6月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成19年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	105,871	140,375	34,503
合計	105,871	140,375	34,503

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間における「デリバティブ取引関係」については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間会計期間末(平成19年6月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成19年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間における「ストック・オプション等関係」については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1. 当中間会計期間における費用計上額及び科目名

費用計上しておりません。

2. スtock・オプションの内容

付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

決議年月日	平成18年12月15日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名
ストック・オプションの数	普通株式 50株	普通株式980株
付与日	平成19年1月4日	平成19年4月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

費用計上しておりません。

2. ストック・オプションの内容

当事業年度において存在したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の区分及び数	取締役 1名 (注) 1	社外協力者3名 (注) 2	取締役 6名 従業員 17名 (注) 6
ストック・オプションの 数	普通株式 40株 (注) 1, 3	普通株式60株 (注) 3	普通株式300株 (注) 5、6
付与日	平成15年9月12日	平成15年9月12日	平成16年6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 被割当者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成15年9月12日 至 平成25年9月8日	至 平成18年6月21日 自 平成26年6月14日
権利行使価格	5,000円 (注) 4	5,000円 (注) 4	50,000円
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

(注) 1. 付与対象者である当社取締役1名は、当該新株予約権を40株放棄し、新株発行予定数は40株失効しております。

2. 付与対象者である当社社外協力者1名は、その後、当社社外取締役に就任しております。

3. 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

5. 付与対象者である当社取締役のうち4名は、付与された全ての新株予約権各5株（合計20株）を放棄し、また、当社取締役1名（平成19年3月29日に退任）は付与された一部の新株予約権5株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。
6. 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権15株を放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の区分及び数	監査役 1名 社外協力者 2名	従業員 6名 (注) 1、2	社外協力者 8名
ストック・オプションの数	普通株式 105株	普通株式 150株 (注) 2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年6月21日 至 平成26年6月14日	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日
権利行使価格	50,000円	50,000円	50,000円
付与日における公正な評価単価	—	—	—

(注) 1. 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2. 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権60株を放棄し、その結果、新株発行予約権は60株失効しております。

	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成17年 ストック・オプション 第6回
付与対象者の区分及び数	従業員 3名	従業員 5名 (注) 1	従業員 3名
ストック・オプションの数	普通株式 60株	普通株式 100株 (注) 1	普通株式 80株 (注) 2
付与日	平成17年1月25日	平成17年4月1日	平成17年9月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成19年9月26日 至 平成27年9月21日
権利行使価格	100,000円	100,000円	150,000円
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

(注) 1. 付与対象者である当社従業員1名は、退職により1名減少し、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

2. 付与対象者である当社従業員3名は、当該新株予約権を80株放棄し、その結果、新株発行予定数は80株失効しております。

	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
付与対象者の区分及び数	従業員 8名	従業員 2名 (注) 1	従業員 1名
ストック・オプションの 数	普通株式 180株	普通株式 190株	普通株式 40株
付与日	平成18年4月3日	平成18年7月18日	平成18年10月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注) 2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日	至 平成20年10月16日 自 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

(注) 1. 付与対象者である従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名	取締役 1名 従業員 4名
ストック・オプションの 数	普通株式 50株	普通株式980株	普通株式 390株
付与日	平成19年1月4日	平成19年4月16日	平成19年7月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日	自 平成22年7月17日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

(持分法損益等)

当中間会計期間における「持分法損益等」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 36,592円49銭 1株当たり 中間純損失金額 1,086円98銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載していません。	1株当たり純資産額 41,063円45銭 1株当たり 中間純損失金額 3,199円06銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載していません。	1株当たり純資産額 32,275円11銭 1株当たり 当期純損失金額 4,042円02銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,627,999	2,184,164	1,435,920
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	1,627,999	2,184,164	1,435,920
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	44,490	53,190	44,490

2 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
中間(当期)純損失(千円)	48,359	157,465	179,829
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	48,359	157,465	179,829
普通株式の期中平均株式数(株)	44,490	49,222	44,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類 (新株予約権の数 2,201個)	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,571個)	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,591個)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>—————</p>	<p>重要な設備投資</p> <p>当社は平成20年8月6日開催の取締役会において、創薬研究ラボスペースおよび本社オフィススペースの改装を行い、建物付属設備および研究設備を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 目的： 創薬事業における創薬研究の加速および創薬支援事業における大型受注の獲得体制を早期に構築するためであります。</p> <p>(2) 設備投資の内容： 所在地：神戸市中央区港島南町1丁目5-5 神戸バイオメディカル創造センター（BMA）内 創薬研究ラボスペースおよび本社オフィススペース：1,607㎡</p> <p>(3) 取得価格： 約4億円</p> <p>(4) 取得の時期： 平成20年度下期中（予定）</p> <p>(5) 移転の時期： 平成20年度下期中（予定）</p> <p>なお、上記の設備投資に伴い、第6期事業年度（平成20年1月1日～平成20年12月31日）において、研究開発拠点・本社機能の移転・集約費用63百万円および創薬事業の主たる資産の経済的残存使用年数内に投資額の回収が見込めないと判断したことによる新規研究設備の減損損失194百万円を特別損失として計上する予定です。</p>	<p>公募増資</p> <p>当社は平成20年2月20日及び平成20年3月4日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成20年3月24日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、資本金は1,961,920千円、発行済株式総数は53,190株となっております。</p> <p>(1) 募集方法：一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>(2) 発行する株式の種類及び数： 普通株式 8,700株</p> <p>(3) 発行価格： 1株につき110,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>(4) 引受価格： 1株につき101,200円 この価格は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。</p> <p>なお、発行価格と引受価格との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>(5) 払込金額： 1株につき85,000円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成20年3月4日開催の取締役会において決定された金額であります。</p> <p>(6) 資本組入額： 1株につき 50,600円</p> <p>(7) 発行価格の総額： 739,500千円</p> <p>(8) 資本組入額の総額：440,220千円</p> <p>(9) 払込金額の総額： 880,440千円</p> <p>(10) 払込期日： 平成20年3月24日</p> <p>(11) 資金の用途： 設備投資および運転資金</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成20年2月20日近畿財務局長に提出。

- (2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年3月5日及び平成20年3月13日近畿財務局長に提出。

平成20年2月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

- (3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第5期(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)平成20年3月31日近畿財務局長に提出。

- (4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項12号 及び19号の規定に基づく臨時報告書を平成20年9月5日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 9月19日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年8月6日開催の取締役会において、下期に重要な設備投資を行うことを決議し、また194百万円の減損損失の計上を予定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 2月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	西	清	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺	田	勝	基	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	嘉	之	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 9月19日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年8月6日開催の取締役会において、下期に重要な設備投資を行うことを決議し、また194百万円の減損損失の計上を予定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。